

「処方箋医薬品」指定解除のお知らせ

プロトンポンプ阻害剤
ラベプラゾールナトリウム錠

ラベプラゾールNa塩錠 10mg「オール」
ラベプラゾールNa塩錠 20mg「オール」

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
さてこの度、厚生労働省告示第六十三号(令和7年3月21日付)により、標記製品の「処方箋医薬品」指定が解除されましたのでご案内申し上げます。
今後とも、お引き立ての程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

変更内容

電子添文、個装箱等に記載の「規制区分」の項

改訂前	改訂後
処方箋医薬品 ^{注)} 注)注意一医師等の処方箋により使用すること	なし

なお、令和7年3月21日以降もしばらくの間、現行の「処方箋医薬品」表示品が流通致しますが、「処方箋医薬品」としての取扱いの必要はございません。

以上